

平成25年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

議案第44号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、民間との較差を是正するため、退職手当の基本額の支給率を引き下げるほか、規定を整備するものです。

内 容

(1) 退職手当の基本額の支給率を引き下げます。

例：・定年退職等の最高支給率

59.20月 49.55月

・普通退職の最高支給率

50.00月 41.25月

(2) 退職手当の調整額の算出に係る在職期間中の職務・職責に応じて付与されるポイントを上げます。

(3) (1) 及び (2) に係る経過措置を規定します。

・平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間において、退職手当の基本額の支給率を年度ごとに3分の1ずつ引き下げ、退職手当の調整額に係るポイントを年度ごとに3分の1ずつ上げます。

(4) その他規定の整備

施行期日 平成25年4月1日